

≪学校業務改善にかかる取組内容≫

(1)「学校と教師の業務の3分類」に関する取組

※青字部分は国指針(第3節 教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置)の本文

別紙

イ 学校以外が担うべき業務

➤学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずる

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。</p> <p>なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする。</p> <p>また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。</p>	こどもの安全見守り隊の募集・連携	<p>地域団体への登下校見守り協力要請</p> <p>登下校時刻・日課表の見直し</p>
② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。</p>		<p>夜間見回りの廃止</p> <p>地域団体との認識共有</p>
③ 学校徴収金の徴収・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れることが適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。</p> <p>また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法によるものとする。</p>	<p>給食費等の公会計化</p> <p>修学旅行積立の業者管理</p>	
④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。</p> <p>その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。</p> <p>この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。</p>		★地域団体との役割分担や参画方法の検討

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>サービス監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。</p>	<p>スクールロイヤーの活用 学校応援サポートチームの設置 教育支援専門員(いじめ対応等)の配置</p>	

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

➤ 業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、

事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講ずる

⑥ 調査・統計等への回答	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとする。</p>	<p>グループウェア、Logoフォームの活用 (文書・手続き等の電子化)</p>	<p>★市関係の調査・通知・提出物の見直し ・紙での回答を削減(原則データ) ・様式の見直し(公印の要否、廃止統合)</p>

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。</p>	<p>統一様式によるWebサイト運営 業務サポーターの配置</p>	

⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。</p>	<p>ICT活用アドバイザー、ICTサポーターの派遣 コールセンターの設置(外部委託)</p>	

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的に検討すること。</p> <p>また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。</p>		

⑩ 校舎の開錠・施錠	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。	機械警備(セコム)の導入	

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。	まなびサポーター、学習支援者との連携	

⑫ 校内清掃	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。		清掃回数等の見直し

⑬ 部活動	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。	部活休養日の設定、平日の活動時間の見直し 部活動指導員、指導者の配置 部活動の地域展開(実証実験)	★部活動の地域展開の実施 関係団体との連携

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

➤業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進

その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずる

⑭ 給食の時間における対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。		
その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。		

⑮ 授業準備	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。	業務サポーターの配置 ICT機器の整備	

⑩ 学習評価や成績処理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。</p> <p>また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること。</p>	<p>校務支援システムの活用 採点システムの活用</p>	
⑪ 学校行事の準備・運営	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。</p>	<p>業務サポーターの配置</p>	
⑫ 進路指導の準備	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進すること。</p>	<p>業務サポーターの配置 教育支援専門員(奨学金)の配置</p>	
⑬ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。</p> <p>特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。</p> <p>また、地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促すこと。</p>	<p>SC、SSW、SSWサポーター 介助員、医療介助員 合理的配慮指導員、巡回相談員 外国人児童生徒支援員 の配置</p> <p>COCOLOサポーター 教育支援専門員(いじめ対策) の配置</p> <p>関係機関との連携</p>	<p>支援ソフト(LITALICO)の活用</p>

(2) その他の取組

※赤字部分は国指針(第3節 教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置)の本文

	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>○ 所管に属する各学校における次に掲げる措置の推進を通じ、教育職員が担う業務の適正化を図ること。</p>		
<p>イ 学校教育法施行規則において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようにするとともに、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。</p>		<p>授業時数の見直し 行事等の工夫による授業時数の確保</p>
<p>□ 学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。</p>	<p>会議運営に関するヒアリング・好事例の共有</p>	<p>学校行事の精選</p>
<p>ハ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間(補習及び部活動を含む。)を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。</p>	<p>部活動休養日の設定 平日の活動時間の見直し</p>	
<p>ニ デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。</p>	<p>校務支援システム、採点システム 出願システム、献立システム 校長会や教職員研修のペーパーレス化</p>	<p>統合型システムの導入検討 就学援助等の電子申請化</p>
<p>ホ 職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。</p>	<p>教育支援専門員(授業力向上)による指導</p>	
<p>ハ 教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備すること。</p>	<p>メッセージ電話の設定(小17:00、中17:30)</p>	<p>メッセージ電話の設定見直し(小中とも17:00)</p>
<p>ト 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにすること。</p>		<p>業務改善推進のための市費講師の検討</p>

	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
○ 教育職員、事務職員及び支援スタッフ(地方公共団体独自の財源によるものを含む。)の体制を充実すること。	各種サポーターの配置 共同学校事務室の設置	
○ 教育職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教育職員その他の教育職員について、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めること。		
○ 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。 ここでいう一定時間は、1箇月時間外在校等時間80時間を目安とすること。	80時間超面接指導の実施	★産業医との連携強化
○ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること(勤務間インターバル)。 ここでいう一定時間は、11時間を目安とすること。		
○ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 また、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行うこと。	教職員健診の実施(オプション検査含む) ストレスチェック、面接指導の実施	
○ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。	公共済などの相談窓口周知 SCへの相談	
○ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。	学校閉校日の設定(お盆期間) ゆとり週間、一斉退校日の設定	★閉校日の拡充、夏季休業期間の検討
○ 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。		